

(株主総会参考書類別冊)

ユニーグループ・ホールディングス株式会社の  
最終事業年度に係る計算書類等の内容

株式会社ファミリーマート

# 事業報告

(平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策により、企業収益や雇用環境の改善傾向が続き、全体としては緩やかな景気回復基調で推移いたしました。しかしながら、中国を始めとする新興国や資源国の景気減速、日銀によるマイナス金利の導入等の影響もあり、経済環境は依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが属する小売業界におきましても、消費税増税後の個人消費の回復が鈍く、消費者の節約志向、同業他社や他業態との競争激化など、引き続き厳しい状況が続くものと思われまます。

このような環境のなか、当社グループは、当社、子会社 29 社及び関連会社 8 社の 38 社で構成され、主な事業内容は、純粋持株会社（当社）、総合小売業（ユニー株式会社等 6 社）、コンビニエンスストア事業（株式会社サークルKサンクス等 8 社）、専門店事業（株式会社さが美、株式会社パレモ、株式会社モリエ等 5 社）、金融事業（株式会社UCS等 2 社）及びその他事業（株式会社サン総合メンテナンス等 16 社）であり、各社が連帯と協調を図りつつ、経営資源の効率的な活用と収益性の確保に努めました。

その結果、当連結会計年度のグループ連結業績は、営業収益 1 兆 387 億 33 百万円（前年同期比 1.9%増）、営業利益 223 億 67 百万円（前年同期比 10.5%増）、経常利益 216 億 57 百万円（前年同期比 5.7%増）となりました。また、株式会社サークルKサンクス、ユニー株式会社等が特別損失として 183 億 24 百万円の減損損失を計上したこと等により、当期純損失は 28 億 73 百万円（前年同期は当期純損失 24 億 8 百万円）となりました。

事業のセグメント別の業績は、次のとおりであります。

（総合小売業）

ユニー株式会社におきましては、「お客様のより良い生活実現のために奉仕する」ことをお客様に対する変わることをない理念とし、企業ビジョンである「新生活創造小売業」の実現に向け、各出店地域においてお客様から信頼される小売業を目指しております。本年度の具体的な取り組みとしては、永続的な企業発展を目指し、『仕組みを作り、仕組みを活かし、経営を変えていく』ことをポイントとし、「1. MD（マーチャンダイジング）改革：価値ある商品の販売・52 週MD提案を通して、お客様満足を目指します。」「2. 客数拡大：新規顧客の拡大、ロイヤルカスタマーの来店頻度アップを目指します。」「3. ローコスト

運営：店舗作業の見直し、人員配置の適正化、作業集約を目指します。」「4. ショッピングセンター化：直営売場の品揃え見直し、テナント導入による魅力度アップを目指します。」の4つの取り組みを展開してまいりました。

商品面では、ユニーの主な購入客層である女性に対して、女性ならではの視点を取り入れた商品開発に取り組み、女性バイヤーがつくった新感覚のフランスパン プライムワン「こだわりの贅沢 ソフトフランス」や、働く女性を応援する輝く女性のキモチ研究所「デジラボ」より、株式会社豊田自動織機の女性社員が女性向け車両アイテムを企画する「Vitz 女子力向上委員会」との共同企画による「Vitz デジラボ EDITION」の抽選福袋や、アピタのバレンタイン企画「ショコラピタ (ChocolApita)」において 30 代女性ファッション雑誌で販売部数 No. 1 を誇る「In Red (インレッド)」(株式会社宝島社) とコラボしたオリジナルショコラを販売いたしました。また、多くのお客様に支持をいただき、9 月に販売数量 1,000 万食(4 枚切換算)を突破したプライムワン「こだわりの贅沢食パン」をおいしさや上質にこだわりながら、お客様のニーズにあった飽きのこない味の実現を目指し、リニューアルいたしました。

営業企画としては、株式会社サンリオの人気キャラクター「マイメロディ」をイースター・バニーに起用したユニー初の企画「アピタ・ピアゴ イースター春まつり」の開催やタツノコプロ作品のキャラクターをデザインしたオリジナルコラボTシャツを販売いたしました。また、ユニー誕生 45 周年とUCS 誕生 25 周年を記念したキャンペーン企画やサンリオファミリーミュージカル「ハローキティのラブリーステージ」の抽選企画、中日ドラゴンズ球団通算 10,000 試合達成記念企画などを UCS カード及びユニコカード会員様限定で実施し、ロイヤルカスタマー戦略を推進いたしました。

ローコスト運営としては、中京・関西エリア、長野県下のアピタ・ピアゴの精肉・鮮魚加工を集約する「瀬戸プロセスセンター」の稼働を開始いたしました。加工作業の集中化による店舗作業の軽減や原料の一括仕入れによる商品原価の低減を図ることにより、今後もより付加価値の高い商品をよりお値打ち価格で提供してまいります。

環境活動につきましては、店舗での法令遵守及び地球環境保全への取り組みを推進するために、従来は本社・地区事務所を活動範囲とした ISO14001 を店舗へ拡大いたしました。現在各府県 1 店舗で 23 店舗に導入しております。また、環境活動を牽引する環境人材育成を評価され、環境省から平成 27 年 8 月に「環境 人づくり企業大賞 2014」奨励賞を受賞いたしました。

その結果、総合小売業の営業収益は 7,955 億 23 百万円(前年同期比 2.3%増)となりました。

### (コンビニエンスストア事業)

株式会社サークルKサンクスにおきましては、引き続き「欲しいモノ・コトがある身近なお店」の実現に取り組み、特に潜在市場として期待される30代~40代の女性をターゲットにしたペルソナ戦略を推進いたしました。店舗運営面では、小さな商圈内でも女性のお客様をはじめ幅広い客層のお客様にご来店いただける店舗作りを目指し、時短・簡便ニーズに対応した品揃えの拡充を進めるとともに、接客・クリンネスの更なる向上に取り組みました。

商品面では、売上拡大が続いている「淹れたてコーヒー」の新型コーヒーマシンの順次導入や、オリジナルデザート「シェリエドルチェ」のリニューアル、ファーストフードの品質向上に注力いたしました。「シェリエドルチェ」全面リニューアルの目玉商品として11月に販売した「シェリエドルチェ 濃厚焼きチーズタルト」は、特に女性のお客様に支持され、発売から3日間の販売数がシェリエドルチェ史上最速で100万個を突破いたしました。また、株式会社サークルKサンクス独自の会員組織「+K（プラスケイ）」会員への顧客ID別アンケートとID-POSによる購買パターンの分析を組み合わせた「リサーチ型CRM」の取り組みを10月より本格的に開始し、その仕組みを活用して女性の声を集めて開発した「だし香る和風すば」シリーズが堅調に推移いたしました。

サービス面では、「+K（プラスケイ）」に会員登録されている楽天「Rポイントカード」をお持ちのお客様を対象に単品ボーナスポイントなどの販促策を実施し、売上向上に努めました。

また、当連結会計年度より「サークルK」のフランチャイズ事業及び店舗経営等を行うサークルケイ四国株式会社と「サークルKサンクスオンライン」を運営するときめきドットコム株式会社を連結の範囲に含めました。

その結果、コンビニエンスストア事業の営業収益は1,563億8百万円（前年同期比5.5%増）となりました。

### (専門店事業)

株式会社さが美におきましては、きもの事業は展示即売会が前年実績を下回り、売上高は前年を下回りましたが、きものお手入れ、和装品の充実により平日の日販売上高が着実に改善いたしました。ホームファッション事業は前年の消費税増税前の駆け込み需要の影響と期末比で11店舗減少していること等により、売上高は前年を下回りました。

株式会社パレモにおきましては、4つの変革「MD（マーチャンダイジング）変革」「サービス変革」「店舗基盤変革」「コスト変革」を柱とした事業構造改革に取り組むことにより、営業利益は3期ぶりの黒字となり大幅に改善いたしました。売上高は、アパレル事業においてシーズンMDの精度向上による在庫低減、商品鮮度改善が進んだことで徐々に回復基調となりましたが、暖冬によるシーズン商品の販売伸び悩み等により、前年を下回りました。

その結果、専門店事業の営業収益は526億36百万円（前年同期比9.7%減）となりました。

### (金融事業)

株式会社UCSにおきましては、カード事業において包括信用購入あっせんはアピタ・ピアゴで実施しているポイント2倍デーやUCSカード会員向けに発行している割引チケットの拡大、グループ内外の加盟店との営業企画の実施や優待サービスの拡充等による取扱高の拡大に取り組みました。また、平成27年10月より株式会社サンリオの人気キャラクター「マイメロディ」をデザインしたクレジットカードを発行し、若年層の女性ユーザーなど新たな顧客の獲得に取り組みました。一方、融資は貸金業法改正の影響が依然として残り、取扱高は引き続き厳しい状況で推移いたしました。

電子マネー「ユニコカード」は新規の会員獲得が順調に増加し、会員数156万人に達し、利用拠点拡大、アピタネットスーパーの割引開始、グループ営業企画やポイント企画の実施等により、取扱高は好調に推移いたしました。

保険リース事業は、ニーズに合わせた商品提案や営業力強化に加え、複数社の保険商品を取り扱う総合ショップへのリニューアルにより、店舗活性化及び集客促進を図り、生命保険の拡大に取り組みました。

その結果、金融事業の営業収益は195億円（前年同期比5.8%増）となりました。

### (その他事業)

その他事業におきましては、当社グループ内のサービス会社としてコスト削減を行いつつ、当社グループ外への事業拡大に努めました。

その結果、その他事業の営業収益は551億32百万円（前年同期比1.3%増）となりました。

## 2. 設備投資及び資金調達

当連結会計年度の設備投資総額は、666億70百万円となりました。これらに必要な資金は金融機関からの借入金、自己資金によって充ちいたしました。

セグメント	設備投資額
総合小売業	35,893 <small>百万円</small>
コンビニエンスストア事業	27,787
専門店事業	487
金融事業	1,254
その他事業	1,249
合計	66,670

### 3. 対処すべき課題

わが国経済の見通しにつきましては、円安及び原油価格の下落などコスト低減に伴い、一部の製造業を中心に収益効果が見られるものの、今後は中国経済の減速、米国金利の利上げ、個人消費の低迷など景気の先行きに対する警戒感が強まっています。

また、ユニーグループを取り巻く将来リスクとしては、労働力不足や人件費の高騰、ネット通販の普及による販売チャネルの変化など、新たな流通基盤の確立が求められています。そのような状況下、ユニーグループは、株式会社ファミリーマートとの経営統合による企業規模の拡大を図り、新たな小売グループを形成することが重要な取り組み課題であるという結論に至りました。経営統合後は、新コンビニエンスストア（以下「CVS」といいます。）事業と総合小売業（以下「GMS」といいます。）・スーパーマーケット（以下「SM」といいます。）事業の2基幹事業の一層の成長へ向けた事業の構築を目指してまいります。

新CVS事業においては、国内最大規模の店舗網となり、業界トップクラスの事業基盤を強みに活かし、より一層のスケール・メリットやシナジーを追求いたします。また、国内の事業を拡大する一方で、アジアを中心とした新興国においても、これまで両社が国内で培ったCVSのノウハウを共有・結集し、グローバルな環境下での成長を果たしてまいります。

GMS・SM事業においては、「新生活創造小売業」の理念のもと、3年間を目処に経営体質を変え、両社のノウハウを活用することで事業拡大や成長機会を獲得し、新たなGMSへ進化させてまいります。具体的には、ライフスタイルを基軸に商品構成や売場を変化させた次世代型店舗を確立いたします。

今期のユニーグループ経営方針は、『自立』をキーワードに掲げました。

グループ傘下の全企業が、「経営体質の強化を図ること」・「グループ外取引を強化し規模拡大を目指すこと」・「マーケットニーズにビジネススタイルを合わせること」に、ベクトルを合わせ集中的に取り組んでまいります。

企業の存続を果たし『新ユニーの森づくり』を実現させるために、以下の4つを経営の施策といたします。

- ① 新CVS事業の規模的・質的拡大による国内ナンバー1企業を目指す
- ② GMS・SM・専門店事業の再構築により新たな成長機会を目指す
- ③ 金融・ネット・サービス事業の連動と成長を目指す
- ④ 将来ニーズにマッチした新規事業に取り組む

以上の施策を通じて、ユニーグループの理念にある「お客さまの毎日に一番の満足をお届けします」を実践し、グループ全体の生産性を高めるとともに企業価値の最大化に努める所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### 4. 財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第42期	第43期	第44期	第45期(当連結会計年度)
		(平成24年2月21日から 平成25年2月20日まで)	(平成25年2月21日から 平成26年2月28日まで)	(平成26年3月1日から 平成27年2月28日まで)	(平成27年3月1日から 平成28年2月29日まで)
営業収益(百万円)		1,030,259	1,032,126	1,018,959	1,038,733
経常利益(百万円)		33,423	25,066	20,488	21,657
当期純利益又は純損失(△)(百万円)		30,471	7,440	△2,408	△2,873
1株当たり当期純利益又は純損失(△)		140円64銭	32円13銭	△10円47銭	△12円49銭
総資産(百万円)		832,321	950,166	952,584	973,233
純資産(百万円)		304,354	305,776	301,249	285,018

(注) 第43期につきましては、事業年度の変更に伴い、平成25年2月21日から平成26年2月28日までの1年8日間となっております。

#### 5. 重要な子会社の状況

##### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ユニ株式会社	10,000百万円	100%	総合小売業
株式会社サークルKサンクス	8,380	100	コンビニエンスストアのフランチャイズ事業
株式会社さが美	9,217	53.86	呉服、宝石、雑貨等の販売
株式会社パレモ	1,229	62.17	衣料品、生活雑貨等の販売
株式会社UCS	1,610	81.34	クレジット、保険代理業等の金融サービスの提供

##### ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

###### 1. 特定完全子会社の名称及び住所

ユニ株式会社

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

###### 2. 当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

154,185百万円

###### 3. 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

607,011百万円

## 6. 主要な事業内容

当社グループは、当社を純粋持株会社とする38社（当社を含む）によって形成される、流通業を中心とする企業グループであり、主に小売業及びその関連事業を営んでおります。

## 7. 主要な営業所

- ① 当社  
本店 愛知県稲沢市天池五反田町1番地
- ② 主要な子会社

国内	ユニー株式会社	(愛知県稲沢市)	228店舗
	株式会社サークルKサンクス	(愛知県稲沢市)	6,350店舗
	株式会社99イチバ	(神奈川県横浜市)	85店舗
	株式会社さが美	(神奈川県横浜市)	231店舗
	株式会社パレモ	(愛知県稲沢市)	574店舗
	株式会社UCS	(愛知県稲沢市)	
海外	UNY (HK) CO., LIMITED	(香港 中環)	3店舗
	UNY (Cayman Islands) Holding Co., Ltd.	(イギリス領 Cayman Island)	
	優友(上海)商貿有限公司	(中国 上海)	1店舗

- (注) 1. 店舗数は各社の事業年度末現在であります。  
2. 株式会社サークルKサンクスの店舗数は、エリアフランチャイザーを含んでおります。  
3. 優友(上海)商貿有限公司は、UNY (Cayman Islands) Holding Co., Ltd. の子会社であります。

## 8. 従業員の状況

従業員数	前期比増減
8,993名	168名減

(注) 上記の従業員数には、嘱託・パートタイマー及びアルバイト27,172名(当連結会計年度中の平均人員)を含めておりません。

## 9. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	30,100 百万円
株式会社りそな銀行	19,000
三井住友信託銀行株式会社	14,000
株式会社大垣共立銀行	13,158



## 10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社と株式会社ファミリーマートの経営統合について

### 1. 当社と株式会社ファミリーマートの経営統合の目的

当社と株式会社ファミリーマート（以下「ファミリーマート」といいます。）は、平成27年3月10日開催の各社取締役会において、対等の精神に則り経営統合に向け協議を開始することについて決議し、その後、両社社長を共同委員長とする「統合検討委員会」を設置し、協議を行ってまいりましたが、同年10月15日に本年9月（予定）に経営統合すること（以下「本経営統合」といいます。）に関して基本合意書を締結し、さらに本年2月3日開催の各社取締役会において、両社の間で吸収合併契約を、また、ファミリーマート及び株式会社サークルKサンクス（以下「サークルKサンクス」といいます。）の間で吸収分割契約をそれぞれ締結することを決議し、かつ締結いたしました。

近年、国内の小売業を取り巻く経営環境は大きく変化し、総人口の減少による市場規模の縮小や、大手コンビニエンスストア（以下「CVS」といいます。）の出店競争に加え、量販店や百貨店等の異業態との競争も激化しております。両社のあらゆる経営資源を結集することで、CVS事業及びGMS事業をさらに成長すべく、新たな小売りグループを形成することといたしました。

本経営統合を通じ、お客様、フランチャイズ・オーナー、お取引先、株主の皆様、従業員に貢献できる企業となることを目指してまいります。

### 2. 本経営統合の要旨

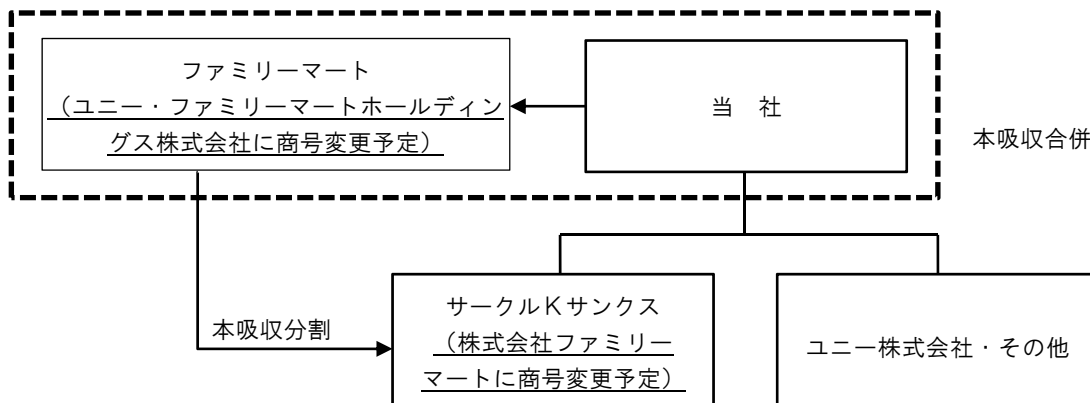
#### (1) 本経営統合の日程

基本合意書締結	平成27年10月15日
吸収合併契約・吸収分割契約締結に関する取締役会決議日及び契約締結日	平成28年2月3日
株主総会基準日（両社）	平成28年2月29日
両社吸収合併契約・吸収分割契約承認時株主総会開催日	平成28年5月26日（予定） なお、サークルKサンクスは 平成28年5月24日（予定）
最終売買日（当社）	平成28年8月26日（予定）
上場廃止日（当社）	平成28年8月29日（予定）
吸収合併・吸収分割効力発生日	平成28年9月1日（予定）

## (2) 本経営統合のストラクチャー

両社の株主総会による承認を前提に、ファミリーマートを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行います（以下「本吸収合併」といい、本吸収合併後のファミリーマートを「統合会社」といいます。）。また、本吸収合併の効力発生及びファミリーマートの株主総会における商号の変更に係る定款の一部変更の承認を条件として、吸収合併存続会社であるファミリーマートは、本吸収合併の効力発生日（平成28年9月1日予定）に、その商号を「ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社」に変更する予定です。

その後、本吸収合併の効力発生を条件として、統合会社を吸収分割会社、当社の完全子会社であるサークルKサンクスを吸収分割承継会社とする吸収分割を行うことにより、統合会社のCVSのフランチャイズシステムによるCVS事業をサークルKサンクスに承継いたします（以下「本吸収分割」といいます。）。また、本吸収分割の効力発生及びサークルKサンクスの株主総会における商号の変更に係る定款の一部変更の承認を条件として、吸収分割承継会社であるサークルKサンクスは、本吸収分割の効力発生日（平成28年9月1日予定）に、その商号を「株式会社ファミリーマート」に変更する予定です。



なお、統合会社の普通株式は、本吸収合併の効力発生日（平成28年9月1日予定）後も株式会社東京証券取引所市場第一部に上場され続けます。また、同日に株式会社名古屋証券取引所市場第一部に新規上場される予定です。

## II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 600,000,000 株
2. 発行済株式の総数 234,100,821 株 (自己株式 3,767,479 株を含む。)
3. 株主数 51,509 名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	25,774 <sup>千株</sup>	11.19 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	14,231	6.17
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	6,992	3.03
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	6,807	2.95
資産管理サービス信託銀行株式会社 (投信受入担保口)	6,548	2.84
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	6,074	2.63
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	5,683	2.46
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	5,403	2.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	5,171	2.24
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	5,000	2.17

(注) 持株比率は自己株式 (3,767,479株) を控除して計算しております。

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の氏名等（平成28年2月29日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐 古 則 男	ユニー株式会社代表取締役社長
取 締 役	越 田 次 郎	専務執行役員秘書・広報 I R・経理財務担当 株式会社サークルKサンクス取締役 株式会社さが美社外取締役 株式会社UCS社外取締役 株式会社パレモ取締役
取 締 役	小 川 高 正	常務執行役員関係会社担当 ユニー株式会社取締役 株式会社アトム社外取締役
取 締 役	高 橋 順	執行役員グループ戦略本部長兼経営企画部長
取 締 役	伊 藤 聡	執行役員グループ業務本部長
取 締 役	竹 内 修 一	株式会社サークルKサンクス代表取締役社長
取 締 役	吉 田 讓	ユニー株式会社常務取締役常務執行役員
取 締 役	古 角 保	株式会社三菱東京UFJ銀行顧問 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社社外監査役 株式会社サンゲツ社外取締役 東邦瓦斯株式会社社外監査役 株式会社ATグループ社外取締役
取 締 役	加 藤 倫 朗	日本特殊陶業株式会社相談役
取 締 役	佐 伯 卓	東邦瓦斯株式会社代表取締役会長 東海旅客鉄道株式会社社外取締役 株式会社大垣共立銀行社外監査役 愛知時計電機株式会社社外監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	伊 藤 章	ユニー株式会社監査役 株式会社パレモ社外監査役
常 勤 監 査 役	水 谷 巧	ユニー株式会社監査役
監 査 役	南 谷 直 毅	弁護士 株式会社サークルKサンクス監査役 CKD株式会社社外監査役
監 査 役	田 島 和 憲	公認会計士 税理士 ユニー株式会社社外監査役 豊田通商株式会社社外監査役 ダイコク電機株式会社社外監査役 株式会社進和社外監査役 日本デコラックス株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役古角保、加藤倫朗、佐伯卓の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役南谷直毅、田島和憲の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役田島和憲氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
4. 当社は、取締役加藤倫朗、佐伯卓及び監査役南谷直毅、田島和憲の4氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. ユニー株式会社、株式会社サークルKサンクス、株式会社さが美、株式会社パレモ及び株式会社UCSは、当社の子会社であります。
6. 平成27年5月21日開催の第44回定時株主総会において、小川高正、吉田譲の両氏は取締役に、水谷巧、田島和憲の両氏は監査役に選任され就任いたしました。
7. 平成27年5月21日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって、取締役梅本稔氏と監査役吉田龍美、丹下幾夫の両氏は任期満了により退任いたしました。
8. 当社は執行役員制度を導入し、取締役会で執行役員を選任しております。
- 取締役以外の執行役員（平成28年3月1日現在）
- 百瀬 則 子 執行役員グループ業務本部グループ環境社会貢献部長
- 岩 田 正 也 執行役員グループ業務本部付部長

## 2. 責任限定契約の内容の概要

古角保、加藤倫朗及び佐伯卓の3氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金800万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

南谷直毅、田島和憲の両氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金650万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

## 3. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役	9名	81百万円
監査役	6名	22百万円
計	15名	103百万円

- (注) 1. 上記には、平成27年5月21日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役2名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役及び監査役の報酬の額は、取締役全員及び監査役全員の報酬総額の最高限度額を株主総会の決議により決定し、各取締役の報酬額は取締役会決議により決定し、監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。
4. 取締役の報酬限度額は、平成19年5月17日開催の第36回定時株主総会において年額4億5千万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成19年5月17日開催の第36回定時株主総会において年額8千万円以内と決議いただいております。

#### 4. 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	当社との関係
社外取締役	古角 保	株式会社三菱東京UFJ銀行 顧問	株式会社三菱東京UFJ銀行は、 当社の主要な取引先であります。
		あいおいニッセイ同和損害 保険株式会社 社外監査役	あいおいニッセイ同和損害株式 会社は、当社の株主で当社と保険取 引がありますが、いずれも一般の取 引条件と同様のものであります。
		株式会社サンゲツ 社外取締役	株式会社サンゲツとは、重要な取引 その他の関係はありません。
		東邦瓦斯株式会社 社外監査役	東邦瓦斯株式会社とは一般消費者と しての通常のガスの使用取引や当社 の完全子会社である株式会社サーク ルKサンクスにおいて、ガス料金収 納代行取引を行っております。
社外取締役	加藤 倫朗	株式会社ATグループ 社外取締役	株式会社ATグループとは、重要な 取引その他の関係はありません。
社外取締役	佐伯 卓	日本特殊陶業株式会社 相談役	日本特殊陶業株式会社とは、重要な 取引その他の関係はありません。
		東邦瓦斯株式会社 代表取締役会長	東邦瓦斯株式会社とは一般消費者と しての通常のガスの使用取引や当社 の完全子会社である株式会社サーク ルKサンクスにおいて、ガス料金収 納代行取引を行っております。
		東海旅客鉄道株式会社 社外取締役	東海旅客鉄道株式会社とは、重要な 取引その他の関係はありません。
		株式会社大垣共立銀行 社外監査役	株式会社大垣共立銀行は、当社の主 要な借入先であります。
社外監査役	南谷 直毅	愛知時計電機株式会社 社外監査役	愛知時計電機株式会社とは、重要な 取引その他の関係はありません。
		株式会社サークルKサンクス 監査役	株式会社サークルKサンクスは、当 社の完全子会社であります。
		CKD株式会社 社外監査役	CKD株式会社とは、重要な取引そ 他の関係はありません。

区 分	氏 名	重要な兼職先	当社との関係
社外監査役	田島 和憲	ユニー株式会社 社外監査役	ユニー株式会社は、当社の完全子会社であります。
		豊田通商株式会社 社外監査役	豊田通商株式会社とは、重要な取引その他の関係はありません。
		ダイコク電機株式会社 社外監査役	ダイコク電機株式会社とは、重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社進和 社外監査役	株式会社進和とは、重要な取引その他の関係はありません。
		日本デコラックス株式会社 社外取締役	日本デコラックス株式会社とは、重要な取引その他の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	古角 保	当事業年度開催の取締役会15回中14回に出席し、主に企業の経営的見地から公正な意見の表明を行いました。
社外取締役	加藤 倫朗	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、主に企業の経営的見地から公正な意見の表明を行いました。
社外取締役	佐伯 卓	当事業年度開催の取締役会15回中14回に出席し、主に企業の経営的見地から公正な意見の表明を行いました。
社外監査役	南谷 直毅	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席、監査役会18回全てに出席し、主に法的な見地から公正な意見の表明を行いました。
社外監査役	田島 和憲	就任後開催の取締役会12回中11回に出席、監査役会10回中9回に出席し、主に会計的・税務的な見地から公正な意見の表明を行いました。

## ③ 報酬等の総額

	支給人員	支給額	当社の子会社からの 役員報酬等の総額
報酬等の総額等	6名	17百万円	2百万円

(注) 上記には、平成27年5月21日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した社外監査役1名を含んでおります。



#### IV. 会計監査人の状況

##### 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

##### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

###### ① 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の監査業務に対する報酬	38百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に対する報酬	99百万円
合計	137百万円

###### ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 348百万円

- (注) 1. 監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の監査業務に対する報酬の金額は、これらの合計額を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項業務以外の業務（非監査業務）である国際財務報告基準への対応及び経営統合における会計処理等に関するアドバイザー業務を委託しております。

##### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認めた場合は、監査役全員の同意に基づき解任します。また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合や監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合等には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案します。

## V. 会社の体制及び方針

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、業務の適正を確保するための体制を以下のとおり整備いたしております。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「ミッション」「ビジョン」「5つの共有価値観」で構成するユニークグループの理念をグループの行動規範とし、法令・定款及び社会的規範を遵守し、適法かつ公正な企業活動の推進に努める。また、使用人が遵守すべきルールは、取締役会の承認を得た基本規程を基に、規則・業務マニュアル等を定め、その徹底を図る。
- ② 法令・定款遵守の下、コンプライアンス関連規程を定め、その運営機関として「グループリスクマネジメント委員会」を設置し、当社ならびにグループ各社のコンプライアンス推進のための活動・統制を行う。また、当社の監査室は、コンプライアンス関連規程の遵守状況について当社ならびにグループ各社に対し定期及び特別監査を実施し、代表取締役及び監査役に報告する。
- ③ 取締役は、重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実が発生した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、取締役会に報告し不適合の是正を行う。
- ④ 監査役は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合しているか監査し、監査機能の実効性の向上に努める。
- ⑤ 当社ならびにグループ各社は、反社会的勢力を排除し、関係を遮断するために、その関係遮断を社内外に宣言し対応を図る。また、警察、弁護士等の外部機関、業界団体及び地域社会との連携強化を図り、組織としての対応に努める。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社ならびにグループ各社は、株主総会議事録、取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係る情報を文書(電磁的記録を含む)に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき適切に保存・管理する。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社及びグループ各社のリスクの発生の阻止・低減、及びリスク発生時の的確な対応を可能とすることを目的に、「リスクマネジメント基本規程」等のリスク管理規程を定め、リスク管理体制を構築する。
- ② 当社は、グループ全体のリスク管理を統括する機関として、当社に代表取締役社長を委員長とする「グループリスクマネジメント委員会」を設置する。また、リスクの発生時には、「危機管理規則」に基づき緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑えるため迅速かつ適切な対応を行う。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営の的確かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会のほか、社外取締役を除く当社取締役及び常勤監査役ならびに基幹子会社の社長等で構成する経営会議を定期開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行う。
- ② 取締役会は、「職務分掌規程」、「職務権限規程」ならびに「決裁権限規程」を定め、適切かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。

### (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

#### (5)- i 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

- ① 当社は、グループ経営の効率化と企業集団としての健全な発展を目的に「関係会社管理規程」を定め、グループ各社で共有し、必要な規程類の整備に努める。また、「関係会社管理規程」において、グループ各社の株主総会付議事項その他重要事項について、当社に報告または承認を得ることを定め、グループ各社に義務づける。
- ② 当社は、グループ各社の決算書、事業計画等に関する報告書を四半期毎に作成し、当社取締役会に報告する。
- ③ 当社は、グループ各社の社長に対する「グループ経営インタビュー」を四半期毎に開催し、グループ方針の確認、各社の経営状況の把握、その他グループの重要課題の検討を行う。
- ④ 当社は、グループ各社の業務・管理担当役員等で構成する「グループ経営管理委員会」と実務を担う「内部統制分科会」及び「グループリスクマネジメント連絡会」を定期開催し、各社の内部統制の整備状況の確認、グループ内部統制の課題の検討を行う。

#### (5)- ii 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社及びグループ各社のリスクの発生の阻止・低減、及びリスク発生時の的確な対応を可能とすることを目的に、「リスクマネジメント基本規程」等のリスク管理規程を定め、リスク管理体制を構築する。また、グループ各社に対し、当社の「リスクマネジメント基本規程」等のリスク管理規程を周知徹底させ、当社の規程に準じたグループ各社の社内規程整備に努めさせる。
- ② 当社は、グループ各社の業務・管理担当役員等で構成する「グループ経営管理委員会」において、グループ各社におけるリスクマネジメント委員会等の実施報告その他、リスクへの対応状況の報告を受け、内部統制の整備状況の確認、グループ内部統制の課題の検討を行う。
- ③ 当社は、「グループ環境社会貢献委員会」を設置し、グループ各社の地球環境保全活動ならびに地域社会貢献活動の立案・推進に努める。

#### (5)- iii 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、グループ各社の社長に対する「グループ経営インタビュー」を四半期毎に開催し、グループ方針の確認、各社の経営状況の把握、その他グループの重要課題の検討を行う。
- ② グループ各社は、経営の的確かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会のほかに、経営会議等の会議を定期的で開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行う。また、各社内における職務分掌、職務権限ならびに決裁権限に関する規程を定め、適切かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。

#### (5)- iv 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、ユニーグループの行動規範として定めた、「ミッション」「ビジョン」「5つの共有価値観」で構成するユニーグループの理念を、グループ各社に周知するとともに、グループ各社が行動基準等を作成し、取締役及び使用人へ周知するよう努める。
- ② 当社は、当社の顧問弁護士とユニーグループ全体としての顧問契約を行い、グループ各社が職務の執行におけるコンプライアンス上の問題点に関するアドバイスを求めることができる体制を整備する。
- ③ 当社は、グループの全従業員を対象とする通報制度「グループヘルプライン」を設け、グループ各社のコンプライアンス体制の推進に努める。

- ④ 当社の取締役、監査役または関係会社担当は、グループ各社の取締役または監査役として、グループ各社の取締役会等の主要な会議に出席し、グループ各社の経営状況等の把握を行う。
- ⑤ 当社の監査室は、グループ各社におけるコンプライアンス関連規程の遵守状況についてグループ各社に対し定期及び特別監査を実施し、代表取締役及び監査役に報告する。
- ⑥ 当社の監査役は、グループ各社の監査役で構成する「グループ監査役連絡会」を定期的に開催し、グループ内の内部統制システムの整備状況と運用状況について監視と検証を行う。

#### (6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために、全社的內部統制の状況及び業務プロセスについて、「グループ財務報告内部統制委員会」の方針に基づき評価・改善・是正及び文書化を行い、これらの活動を経営会議に適宜報告する。

#### (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役（監査役会）は、監査室もしくは他に所属する使用人に対し、自らの職務遂行のために必要となる事項を命ずることができる。この場合、当該使用人は、その命令に関し監査室長ならびに担当取締役の指揮命令を受けない。

#### (8) 子会社を含む取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

当社及びグループ各社の取締役及び使用人は、監査役（監査役会）に対し、法定の事項に加え、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、職務の執行状況、内部監査の実施状況、通報制度「グループヘルプライン」による通報状況及びその内容を、速やかに報告する。  
また、グループ各社が独自で設置している社内通報制度に対する通報状況及びその内容についても、四半期毎に報告する。

**(9) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 当社及びグループ各社の取締役及び使用人は、「グループヘルプライン」及び各社が独自で設置している社内通報制度へ公益通報をした者ならびに監査役に前項の報告をした者に対し、当該通報または報告をしたことを理由とする不利益取扱いを禁止する。
- ② 当社及びグループ各社は、公益通報した者に対する不利益取扱いの禁止を就業規則及び社内通報規程等にて定め、取締役及び使用人に対し周知する。

**(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

- ① 当社は、監査役からの要請に応じ、監査役の職務の執行に関連し生ずる費用について、事前申請または事後速やかな報告により、その費用を前払いまたは事後の支払いにより負担する。
- ② 当社は、監査役が独自の弁護士・公認会計士等の外部専門家を必要とした場合、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、その費用を負担する。

**(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役及び使用人は、監査役（監査役会）の求めに応じ、その職務遂行に協力する。また、監査役は当社の主要な会議に出席し、経営上の重要課題について説明報告を求めることができる。
- ② 代表取締役は、監査役、監査法人との定期的な意見交換会を開催する。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況につきましては、各項目の方針に対する整備・運用状況の調査を実施し、各項目で定めた方針に基づき適切に運用されていることをグループリスクマネジメント委員会及び経営会議に報告の上、取締役会にて報告し、全取締役及び監査役が確認をしております。

また、当社及びグループ各社にとって、より適切な内部統制システムを構築すべく、整備・運用について、継続的な実行及び改善に努めております。

運用状況の概要については、以下のとおりとなります。

- ① 内部統制に関する基本方針の改訂と周知  
当社は、平成 27 年 4 月 10 日の当社取締役会の決議により内部統制に関する基本方針の内容を一部改訂いたしました。当該変更の後にその趣旨、内容等につきまして当社及びグループ各社に説明を行い、グループ全体に周知を図り対応を指示いたしました。
- ② コンプライアンス体制  
当社及びグループ各社の取締役等及び従業員が企業行動規範であるユニーグループの理念に基づき、法令・定款及び社会的規範を遵守した行動をとるよう、月間コンプライアンステーマを定める等周知徹底と遵守を図っております。また、グループヘルプラインを設置し四半期毎に実態を多面的かつ多層的に把握し、当社取締役会に報告するとともに、改善の検証を行っております。
- ③ リスク管理体制  
当社は、グループ経営管理委員会を年 6 回、グループリスクマネジメント委員会を年 4 回開催し、当社及びグループ各社のリスク管理状況及び発生したリスクの内容と対策を確認し、当社取締役会に報告しております。また、危機発生時に被る損失又は不利益を最小限とするため危機管理規則を整備し、危機発生時は緊急対策本部を設置するなど具体的な危機管理体制を確立しております。
- ④ 監査役の職務の執行  
常勤監査役は経営に影響する重大な事象について、取締役等及び従業員より報告を受け、また申請書の閲覧、各会議体への出席などを通して得た情報をタイムリーに社外監査役と共有するとともに、必要な意見を表明し、かつ、内部監査室及び会計監査人と随時情報・意見交換を行う等、緊密な関係を保っております。また、グループ監査役連絡会を定期的に開催し、グループ各社の内部統制システムの整備状況と運用状況について、監視と検証を実施しております。

## 2. 会社の支配に関する基本方針

### 1. 基本方針の内容

当社グループは、当社、子会社 29 社及び関連会社 8 社で構成され、主な事業内容として総合小売業、コンビニエンスストア及び各種専門店をチェーン展開する小売業及び金融事業とその関連サービスを行う企業グループで構成されており、連結営業収益は 1 兆 387 億円、パートタイマー等を含む連結ベースでの従業員数は 4 万人を超え、グループに上場会社 5 社を有し、グループ間のシナジー効果を追求して、企業価値の向上に努めております。

そのような状況の中、当社グループは、グループシナジーをさらに高め、企業価値を最大化できるよう、経営方針を「①総合小売事業とコンビニエンスストア事業の 2 基幹事業を成長・拡大させる」「②金融・サービス事業の強化による顧客満足向上させる」「③各事業会社の経営基盤の安定に向けた改革をする」「④既存事業の成長に寄与、あるいは将来ニーズに対応した新規事業を展開する」の 4 点とし、業績向上に努めております。

こうした当社グループの経営基盤は、それぞれの店舗が存在する地域社会、地域社会におけるお客様、お客様への奉仕にやりがいを感じる意欲の高い従業員、さらには、安全・安心・高品質な商品を効率よく提供していただける取引先など、様々なステークホルダーとの強固な関係により成り立っており、この関係の維持、さらには緊密化こそが、当社及び当社グループの企業価値の向上に資するものと考えております。

### 2. 不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、前記 1 の当社の事業基盤に関する十分な理解なくしては、当社グループの企業価値を適正に判断することはできないものと考えており、仮に、特定株主グループの議決権割合が 20%以上となるような大規模な当社株式の買付行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）が発生した場合には、その買付提案に応じるか否かについて、株主の皆様適切にご判断いただくために、大規模買付をする者（以下、「大規模買付者」といいます。）と当社取締役会の双方から、それぞれに必要なかつ十分な情報が提供されることが不可欠と考えます。

そこで、当社は、こうした大規模買付行為に対して、①大規模買付者から、株主の皆様のご判断に必要な大規模買付行為に関する情報（大規模買付行為後の経営方針や事業計画、前記 1 の多くのステークホルダーとの関係についての方針等）の提供を受けること、②当社取締役会が、その大規模買付行為を評価し、交渉・協議・評価意見・代替案の作成等ができる期間を設けること等を要請するルールを策定しました。



また、このルールが順守されない場合には、株主の皆様の利益を保護する目的で一定の対抗措置を発動する可能性も考慮しました。

そのため当社は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を向上させるため、前記の基本方針に照らし不適切な支配の防止のための取り組みとして、当社株式の大規模買付行為への対応方針（以下、「買収防衛策」といいます。）を、平成 18 年 4 月 13 日開催の当社取締役会において決定し、以後、その基本的考え方を維持して、平成 23 年 5 月 17 日開催の当社第 40 回定時株主総会においても株主様のご承認をいただいて買収防衛策を継続してまいりました。

そして、平成 26 年 5 月 22 日開催の当社第 43 回定時株主総会においても、従前の買収防衛策について、情報提供要請期間の設定、取締役会評価期間の延長の設定、株主意思確認株主総会の招集等について、規定等を改める見直しを行ったうえで、当社買収防衛策として、株主の皆様のご承認をいただき導入しております。

### 3. 前記 2 の取り組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、前記 2 の取り組みが当社の前記 1 の基本方針の内容に沿って策定され、取締役の地位の維持を目的とするものではなく、当社の企業価値の向上・株主共同の利益の確保に資するものであると考えます。

---

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>307,267</b>	<b>流動負債</b>	<b>415,836</b>
現金及び預金	85,447	支払手形及び買掛金	107,759
受取手形及び売掛金	111,091	短期借入金	2,190
商品	45,407	1年内償還予定の社債	70
短期貸付金	11,325	1年内返済予定の長期借入金	34,557
繰延税金資産	4,908	コマーシャル・ペーパー	125,000
その他	49,904	未払金	51,281
貸倒引当金	△818	未払法人税等	6,499
<b>固定資産</b>	<b>665,966</b>	役員賞与引当金	121
<b>有形固定資産</b>	<b>511,819</b>	賞与引当金	4,886
建物及び構築物	236,476	ポイント引当金	1,788
器具及び備品	8,238	店舗システム更新損引当金	79
土地	211,283	事業構造改善引当金	457
リース資産	41,793	その他	81,145
建設仮勘定	7,319	<b>固定負債</b>	<b>272,379</b>
その他	6,707	社債	45
<b>無形固定資産</b>	<b>23,994</b>	長期借入金	179,438
のれん	4,489	リース負債	18,877
その他	19,505	繰延税金負債	1,764
<b>投資その他の資産</b>	<b>130,151</b>	再評価に係る繰延税金負債	67
投資有価証券	20,729	利息返還損失引当金	1,690
長期貸付金	2,340	事業構造改善引当金	558
繰延税金資産	16,937	退職給付に係る負債	680
退職給付に係る資産	2,930	長期預り保証金	49,034
差入保証金	80,576	資産除去債務	17,504
その他	8,852	その他	2,717
貸倒引当金	△2,214	<b>負債合計</b>	<b>688,215</b>
<b>資産合計</b>	<b>973,233</b>	<b>(純資産の部)</b>	
		<b>株主資本</b>	<b>274,975</b>
		資本金	22,187
		資本剰余金	70,883
		利益剰余金	184,923
		自己株式	△3,018
		その他の包括利益累計額	2,618
		その他有価証券評価差額金	4,613
		繰延ヘッジ損益	△194
		土地再評価差額金	△300
		為替換算調整勘定	945
		退職給付に係る調整累計額	△2,446
		<b>少数株主持分</b>	<b>7,424</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>285,018</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>973,233</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		864,767
売上原価		644,225
売上総利益		220,542
営業収入		173,966
営業総利益		394,508
販売費及び一般管理費		372,140
営業利益		22,367
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,529	
その他の	2,269	3,798
営業外費用		
支払利息	1,765	
その他の	2,742	4,508
経常利益		21,657
特別利益		
固定資産売却益	3,294	
投資有価証券売却益	1,942	
その他の	522	5,759
特別損失		
固定資産処分損	1,290	
減損	18,324	
貸倒引当金繰入額	620	
事業構造改善引当金繰入額	1,015	
その他の	915	22,165
税金等調整前当期純利益		5,251
法人税、住民税及び事業税	8,632	
法人税等調整額	109	8,741
少数株主損益調整前当期純損失		3,490
少数株主損失		616
当期純損失		2,873

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年 3月 1日から  
平成28年 2月29日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	22,187	70,883	196,083	△3,016	286,138
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△3,858		△3,858
会計方針の変更を反映 した当期首残高	22,187	70,883	192,224	△3,016	282,279
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△4,606		△4,606
合併による増加			49		49
連結範囲の変動			129		129
当期純損失(△)			△2,873		△2,873
自己株式の取得				△2	△2
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△7,301	△2	△7,303
当 期 末 残 高	22,187	70,883	184,923	△3,018	274,975

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額						少数株主持分	純 資 産 計 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累 計 額	その 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	7,143	93	△304	606	△1,048	6,490	8,621	301,249
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額							△180	△4,039
会計方針の変更を反映 した当期首残高	7,143	93	△304	606	△1,048	6,490	8,441	297,210
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△4,606
合併による増加								49
連結範囲の変動								129
当期純損失(△)								△2,873
自己株式の取得								△2
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	△2,529	△287	3	339	△1,398	△3,871	△1,016	△4,888
連結会計年度中の変動額合計	△2,529	△287	3	339	△1,398	△3,871	△1,016	△12,192
当 期 末 残 高	4,613	△194	△300	945	△2,446	2,618	7,424	285,018

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>101,209</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>229,282</b>
現金及び預金	5,280	短期借入金	64,512
貯蔵品	2	1年内返済予定の長期借入金	31,222
前払費用	5	コマースナル・ペーパー	125,000
繰延税金資産	34	未払払費用	213
短期貸付金	95,336	未払法人税等	201
未収入金	507	商品券	7,029
その他	43	預り金	4
		役員賞与引当金	29
		賞与引当金	32
		事業構造改善引当金	918
		その他	0
<b>固 定 資 産</b>	<b>505,801</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>176,518</b>
有形固定資産	0	長期借入金	176,518
器具及び備品	0		
無形固定資産	12	<b>負 債 合 計</b>	<b>405,801</b>
その他	12		
<b>投資その他の資産</b>	<b>505,788</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	11,684	<b>株 主 資 本</b>	<b>197,023</b>
関係会社株式	265,731	資本剰余金	22,187
出資金	9	資本準備金	70,883
長期貸付金	223,402	資本剰余金	61,544
繰延税金資産	10,470	その他資本剰余金	9,338
その他	115	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>106,700</b>
貸倒引当金	△5,626	利益準備金	2,532
		その他利益剰余金	104,168
		配当準備積立金	1,100
		別途積立金	106,500
		繰越利益剰余金	△3,431
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△2,747</b>
		評価・換算差額等	4,186
		その他有価証券評価差額金	4,186
<b>資 産 合 計</b>	<b>607,011</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>201,209</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>607,011</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
関係会社受取配当金	1,762	
関係会社経営指導料	690	
関係会社受入手数料	364	
その他	90	2,908
販売費及び一般管理費		1,242
営業利益		1,665
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,247	
その他	39	2,286
営業外費用		
支払利息	1,226	
その他	2,756	3,982
経常損失		30
特別利益		
投資有価証券売却益	1,592	
その他	504	2,096
特別損失		
関係会社株式評価損	2,498	
関係会社貸倒引当金繰入額	1,980	
事業構造改善引当金繰入額	918	
その他	2	5,399
税引前当期純損失		3,333
法人税、住民税及び事業税	422	
法人税等調整額	9	431
当期純損失		3,765

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	22,187	61,544	9,338	70,883
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				
会計方針の変更を反映 した当期首残高	22,187	61,544	9,338	70,883
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				
別途積立金の取崩し				
当期純損失(△)				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	22,187	61,544	9,338	70,883

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	利 益 剰 余 金		
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
		配 当 準 備 積 立 金	別 途 積 立 金
当 期 首 残 高	2,532	1,100	108,500
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			
会計方針の変更を反映 した当期首残高	2,532	1,100	108,500
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			
別途積立金の取崩し			△2,000
当期純損失(△)			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	—	—	△2,000
当 期 末 残 高	2,532	1,100	106,500

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	2,962	115,094	△2,746	205,418
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	△22	△22		△22
会計方針の変更を反映 した当期首残高	2,939	115,072	△2,746	205,396
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当	△4,606	△4,606		△4,606
別途積立金の取崩し	2,000	—		—
当期純損失(△)	△3,765	△3,765		△3,765
自己株式の取得			△0	△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	△6,371	△8,371	△0	△8,372
当 期 末 残 高	△3,431	106,700	△2,747	197,023

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	6,660	6,660	212,079
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△22
会計方針の変更を反映 した当期首残高	6,660	6,660	212,056
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△4,606
別途積立金の取崩し			—
当期純損失(△)			△3,765
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△2,474	△2,474	△2,474
事業年度中の変動額合計	△2,474	△2,474	△10,847
当 期 末 残 高	4,186	4,186	201,209

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年4月6日

ユニーグループ・ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山川 勝 印  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鈴木 賢次 印  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 膳 亀 聡 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユニーグループ・ホールディングス株式会社の平成27年3月1日から平成28年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニーグループ・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年4月6日

ユニーグループ・ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山川 勝 印  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鈴木 賢次 印  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 膳 亀 聡 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユニーグループ・ホールディングス株式会社の平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び子会社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている内部統制システム（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制）については、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年4月7日

ユニーグループ・ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 伊藤 章 印

常勤監査役 水谷 巧 印

社外監査役 南谷 直毅 印

社外監査役 田島 和憲 印

以上